

3 高危防第 161 号
令和 3 年 6 月 29 日

各部局主管課長 様

高知県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(危機管理・防災課長)

新型コロナウイルス感染症に係るイベント開催の留意事項等について

このことについては、令和 3 年 4 月 28 日付 3 高危防第 64 号「新型コロナウイルス感染症に係るイベント開催の留意事項等について」(以下「県対策本部事務局事務連絡」という。)によりお知らせしたところですが、別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から令和 3 年 6 月 17 日付「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」により事務連絡がありました。

本県におけるイベント開催等については、当面 8 月末まで、別添の事項(県対策本部事務局事務連絡からの変更なし)を踏まえ、開催の可否を判断していただくとともに、感染防止対策に取り組んでいただくようお願いします。

問い合わせ

危機管理・防災課 池上、西尾、岡宗
(内線 2035、9311)

※期間の変更、4（3）を追加

上記以外の内容については、令和3年4月28日付3高危防第64号から変更なし

令和3年8月末までの催物の開催制限等について（概要）

令和3年8月末までに間におけるイベント開催については、開催の目安等を以下のとおりとする。

詳細については、令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」を参照。

1 催物開催の目安

「（1）人数上限」及び「（2）収容率」による人数のいずれか小さい方を限度とする。

（1）人数上限の目安（①、②のいずれか大きい方）

①5,000人 ②収容定員の50%

（2）収容率の目安

③大声での歓声・声援等がない場合 → 収容率100%

- ・ 類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと。
- ・ 開催実績がない場合、類似の出演者によるこれまでのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと。
- ・ 別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」に記載された対策の徹底が行われること。
- ・ 食事を伴うイベントについては、別紙2「映画館等（飲食を伴うものの発声がないもの）における感染防止策」に記載した条件をすべて担保すること。

④大声での歓声・声援等がある場合 → 収容率50%

異なるグループ又は個人間では座席を1席は空けることとされているが、5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設ける必要はないため、収容定員の50%を超えることもありうる。

※③、④のイベント区分については、別紙3「各種イベントにおける大声での歓声・声援等がないことを前提としうる／想定されるものの例」を参照

2 催物開催の目安の算出例

施設等の 収容定員	大声の 有無	（1）人数上限 〔①、②のいずれか 大きい方〕		（2）収容率	催物開催の目安 〔（1）（2）のいずれか 小さい方〕
		① (5,000人)	② (50%)	〔大声なし 100% 大声あり 50%〕	
5,000人	無	5,000人	2,500人	5,000人	5,000人
	有			(※)2,500人	(※)2,500人
8,000人	無	5,000人	4,000人	8,000人	5,000人
	有			(※)4,000人	(※)4,000人
20,000人	無	5,000人	10,000人	20,000人	10,000人
	有			10,000人	10,000人

※5名以内の同一グループで座席等の間隔を設けない場合は、収容率が50%を超え、催物開催の目安が表記の人数を超えることもありうる。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討するよう促すこと。

なお、別紙4「野外フェス等における感染防止策」の条件がすべて担保される場合には、入退場や区域内の行動管理が適切にできるものについて、「十分な人と人との間隔が設ける」ことに該当し、開催可能。

また、別紙5「初詣における感染防止対策の留意事項について」に留意すること。

4 その他の留意事項

(1) 保健所が実施する立入検査等において、特定建築物所有者等に対し、業種別ガイドラインを配布する等により、施設における感染拡大防止策の周知徹底に努めること。

(2) イベント参加者やイベント主催者等に対して、改めて感染防止策の注意喚起を行うとともに、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの事前相談に応じること。

(3) 令和3年7月1日以降、イベント主催者が1,000人を超えるイベントを収容率上限100%で開催する際に事前相談を行う場合には、令和3年6月17日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙4「収容率上限の目安：実績要件に係る事務手続きフロー」に基づく事務手続きが必要となることを関係団体等に周知すること。

あわせて、参加人数が1,000人以下で県への事前相談の対象とならないイベントにおいて、収容率上限100%でイベントを開催した場合には、イベント主催者等は、結果報告資料等をホームページ等で公表し、1年間保管することを周知すること。

(4) イベント参加者やイベント主催者等に対して、事前相談や注意喚起を行う際には、別紙6～8の記載事項について留意するよう促すこと。

- ・ 別紙6「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」
- ・ 別紙7「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」
- ・ 別紙8「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」

(5) 公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者等が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、関係各所に対し、イベント主催者等との連携・協力を適切に行い、催物前後における感染防止策を徹底するよう促すこと。

(6) 関係団体とも連携しながら、事業者が、別紙9「感染リスクが高まる「5つの場面」が具体的にどこにあるのか等を検討し、業種別ガイドラインに記載された対策を現場で確実に実践できるよう、周知すること。

(7) 別紙10「寒冷な場面における新型コロナ感染防止等のポイント」を周知すること。
また、必要に応じて、業種別ガイドライン等の改訂を促すこと。